

意見書案第 12 号

季節労働者対策の強化について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 19 年 12 月 14 日提出

議会運営委員会

委員長 鎌 田 誠

季節労働者対策の強化を求める意見書

北海道は積雪・寒冷という自然条件によって季節的に失業を余儀なくされる12万6,000人余り（平成18年度）の労働者がおり、建設業を中心に農業、林業、運輸業などに従事している。

今、季節労働者はかつてない厳しい冬を迎えている。30年にわたって季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える「命綱」として重要な役割を果たしてきた冬期技能講習など国の季節労働者冬期援護制度が2006年度限りで廃止された。

さらに、雇用保険法の「改正」によって、これまで50日分あった特例一時金が本則では「30日分」とされ、「当分の間は40日分」とする削減が、今年度から施行されている。

1人平均5万円となる特例一時金の削減と冬期技能講習制度の廃止によって、季節労働者は平均20万円の特例一時金だけで厳寒の3～4カ月を生活することになり、ぎりぎりの生存ラインを脅かす深刻な事態が予想される。

国・厚生労働省は今年度から「通年雇用促進支援事業」などを実施するとしている。予算規模は総額で3億2,000万円でしかなく、事業内容についても、資金や受講給付金など労働者の「所得保障」にかかわるものは認められない。

「通年雇用化」を進めることは当然のことであるが、厳しい自然条件とそれに伴うコスト増という制約もあり、なお相当数の労働者が季節的に失業してしまうのが北海道の現実である。

したがって、国として次の対策を講じるよう強く求める。

記

- 1 雇用保険特例一時金削減の見直しを図ること。
- 2 「通年雇用促進支援事業」を推進し、季節労働者の実態に即した弾力的運用を図ること。
- 3 大都市圏に偏重した公共事業を抜本的に改め、地方における生活密着型の公共事業を拡大すること。また、政府として地方自治体の財源確保措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
農林水産大臣
総務大臣